

防人服第 1 1 7 0 号  
令和 2 年 1 月 3 1 日

大 臣 官 房 秘 書 課 長  
防 衛 大 学 校 総 務 部 総 務 課 長  
防 衛 医 科 大 学 校 事 務 局 総 務 部 総 務 課 長  
防 衛 研 究 所 企 画 部 総 務 課 長  
統 合 幕 僚 監 部 総 務 部 人 事 教 育 課 長  
陸 上 幕 僚 監 部 人 事 教 育 部 人 事 教 育 計 画 課 長  
海 上 幕 僚 監 部 人 事 教 育 部 補 任 課 長  
航 空 幕 僚 監 部 人 事 教 育 部 補 任 課 長  
情 報 本 部 総 務 部 長  
防 衛 監 察 本 部 総 務 課 長  
各 地 方 防 衛 局 総 務 部 総 務 課 長  
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 人 事 官

殿

人事教育局服務管理官  
(公印省略)

暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準についてに規定する  
人事教育局長が定める考慮事項等についての細部について（通知）

標記について、暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準についてに規定する人事教育局長が定める考慮事項等について（防人服第 1 1 6 8 号。令和 2 年 1 月 3 1 日）の規定に基づき、下記のとおり通知する。

## 記

### 1 懲戒処分等の軽減

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 6 号）第 2 2 条の規定による防衛大臣の承認を得て定める基準における、懲戒処分等を軽減することができる場合のその他軽減すべき相当の理由については、次の各号のとおりとする。

(1) パワー・ハラスメントに限り、被害者が挑発した場合であって、被害者の行

為について規律違反が認められる場合

- (2) 喧嘩を仲裁した場合
- (3) 前2号に相当する場合

2 違反態様がハラスメント（パワー・ハラスメント）又は傷害の「極めて重大な場合」のうち、適用基準が「重傷を負わせた場合」において、次の各号の事由に該当するときは、免職を基本としつつ、6月以上の停職とすることができる。

- (1) 被害者の態度が反抗的等一定の落ち度が認められるもの
- (2) 週に1～2回程度の通院又は投薬のみで完治する怪我（後遺症が残らないものに限る。）であって、就労が可能なもの
- (3) 思わず感情的になって突発的な1回の平手打ちや1発の殴打を加えたが、それ以上の暴行に至らなかったもの
- (4) 前3号に相当するもの